現場解決型「水産ドクター」派遣研究実施要領

平成２６年１月１６日　制　　定
地方独立行政法人
青森県産業技術センター
水産総合研究所

（趣旨）
第１条　この要領は、水産業関係者が現場で抱えている課題について、水産業関係者の要請を受けて、青森県産業技術センター水産部門（以下「産技水産」という。）研究員（以下「水産ドクター」という。）が現場で研究し、課題解決するために必要な事項を定めるものとする。

（研究の内容）
第２条　課題解決に当たり産技水産が行う主な内容は、別表の欄に掲げるとおりとし、水産ドクター派遣に要する費用は、産技水産で負担するものとする。

（研究の申し込み）
第３条　現場で抱えている課題の解決を要請する者（以下「要請者」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。
（１）　県内に在住する水産業関係者（個人、団体を問わない）であること
（２）　水産ドクターの処方箋による内容を実施するために必要な資材等の経費、労力の一切を負担できること
（３）　処方箋に提示した内容を適切に実施できること

（研究期間）
第４条　研究期間は、原則として１年以内とする。

（要請）
第５条　要請者は、現場解決型「水産ドクター」派遣研究要請書（第１号様式）を、要請内容に関係する水産総合研究所長または内水面研究所長（以下「関係研究所長」という。）に原則として２月20日までに提出するものとする。

（決定）
第６条　関係研究所長は、前条の要請に係る研究内容が産技水産の業務と密接な関係にあり、解決することが適当であると認めるときは、現場解決型「水産ドクター」派遣研究受託書（第２号様式）により実施の決定を通知するとともに処方箋（第３号様式）を送付するものとする。この場合、関係研究所長は、必要な条件を付することができるものとする。なお、内水面研究所長は、当該受託書及び処方箋の写しを水産総合研究所長に提出するものとする。

（同意書）
第７条　要請者は、研究を受け入れるに当たり、関係研究所長に同意書（第４号様式）を提出しなければならない。

（災害・事故）
第８条　研究実施中における災害・事故及び研究の結果発生した損失等については、産技水産は賠償の責めを負わない。

（研究の中止）
第９条　関係研究所長は、要請者が次の各号のいずれかに該当するときは、研究を中止するとともに、事由を付して通知するものとする。なお、内水面研究所長は、当該通知の写しを水産総合研究所長に提出するものとする。
（１）　要請者がこの要領に定めるところに反したとき
（２）　研究の継続が困難であると認めたとき
（３）　その他、関係研究所長が研究を停止する必要があると認めたとき

（結果の報告）
第１０条　関係研究所長は、実施した現場解決型「水産ドクター」派遣研究の結果を処方箋に記載し要請者に送付するものとする。なお、内水面研究所長は、当該処方箋の写しを水産総合研究所長に提出するものとする。

（成果の取扱い）
第１１条　要請者が研究によって得られた成果を発表するときは、あらかじめ関係研究所長の承認を得なければならない。

（特許等）
第１２条　得られた成果等により特許等を取得する場合は、別途定めることとする。

（その他）
第１３条　この要領に定めるもののほか、研究を遂行する上で必要な事項は水産総合研究所長が別に定めるところによる。

（附則）
この要領は平成２６年１月１６日から施行する。

別表（第２条関係）

研究等の内容
・課題に対する処方箋の提示と研究の実施 ・水産増養殖、水産資源管理、漁場・養殖場環境に関する指導・助言

第１号様式（第５条関係）

年　　月　　日

現場解決型「水産ドクター」派遣研究要請書

地方独立行政法人
青森県産業技術センター
水産総合研究所長　殿
（内水面研究所長　殿）

要請者　住所
電話
氏名　　印

下記のとおり、要請します。

記

研究実施場　所	
氏　　名	（年齢　　歳）
概　　要	１．研究課題名 ２．研究してもらいたい内容 （何が問題で、何を解決してほしいのかを具体的に）
研究期間	年　月　日 ～　　年　月　日

（個人情報については、目的以外には使用しません。）

第２号様式（第６条関係）

青産水総（青産内水）第　　号
年　月　日

現場解決型「ドクター」派遣研究受託書

要請者　住所
氏名　　殿

地方独立行政法人
青森県産業技術センター
水産総合研究所長
（内水面研究所長）
（印 省 略）

現場解決型「ドクター」派遣研究について

年　月　日付けで要請があったこのことについては、下記のとおり実施することに決定しました。
つきましては、別紙同意書の内容を確認し、押印の上、返送願います。

記

１　研究課題名

２　担当研究員

３　研究期間　　年　月　日～　　年　月　日

４　（特に条件を付した場合に記載）

第３号様式（第６条関係）

現場解決型「水産ドクター」派遣研究に係る処方箋

年　　月　　日

<table>
<tr><td>1. 要　請　課　題　名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">2. 要　　請　　者</td><td>住 所</td><td></td></tr>
<tr><td>氏 名</td><td></td></tr>
<tr><td>3. 担　当　ド ク タ ー</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>4. 課題解決のための方法</td><td colspan="2">(1) 研究実施内容（研究実施前）
①課題解決のための方法
②調査項目

(2) 要請者に実施してもらいたいこと

(3) 期待される効果</td></tr>
<tr><td>5. 研　　究　　結　　果</td><td colspan="2">（研究実施終了後に記載）</td></tr>
<tr><td>6. 水 産ドクターの 意 見</td><td colspan="2">（研究結果を踏まえて、課題解決のため実施する事項を記載）</td></tr>
</table>

（最終作成年月日）

第４号様式（第７条関係）

年　　月　　日

同 意 書（例）

地方独立行政法人
青森県産業技術センター
水産総合研究所長　殿
（内水面研究所長　殿）

要請者　住所
氏名　　印

年　　月　日付け青産水総（青産内研）第　　号で決定した現場解決型研究を受け入れるに当たり、下記の事項について同意します。

記

１　処方箋実施に必要な資材等の経費、労力の一切を負担します。

２　処方箋で求められる内容を適切に実施します。

３　災害や事故により発生した損失については、請求しません。

４　研究により収入減等になった場合の補償については、請求しません。

５　マスコミ等への発表は、水産総合研究所長（内水面研究所長）の同意を得て行います。

６　特許等については共同で出願することを原則とし、その割合等については別途協議します。

（研究実施内容によっては、事項を変更する）